

栗東市市民をつなぐ

令和2年10月1日施行

情報・コミュニケーション条例

ができました



どんな条例なの？

障がい者のコミュニケーションは、一人ひとりの状態、程度、生い立ちによってさまざまです。そんな多様なコミュニケーション手段をみんなが尊重し、理解することで、障がいのある人が自分に合ったコミュニケーション手段を今よりもっと使いやすい社会、栗東市にするために、市、市民、事業者など、それぞれが役割をもって取り組もうというものです。



条例の 取り組みへの、 ご理解とご協力を お願いいたします！

イラスト協力 酒井 幸代さん 野田 淳子さん
登場キャラクター 栗東市マスコットキャラクター くりちゃん



なるほど～！ 障がいの種類って そんなにたくさんあるの？

多様なコミュニケーション手段って どんなものがあるの？



手話 要約筆記

筆談 身振り

写真
絵カード

点字 音声
拡大文字

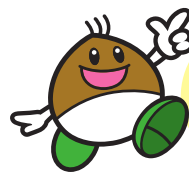
文字盤 視線

重度障がい者意思伝達装置

特別なことだけではなく、「ゆっくりわかりやすく話す」「短い言葉で伝える」など、普段の生活でできることをしていただけたらうれしいです。



聴覚障がい、視覚障がい、盲ろう、肢体不自由、難病、内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器など）、知的障がい、発達障がい、精神障がいなど、他にもたくさんあります。同じ障がいの種類でも一人ひとり状況は違います。また、外見ではわからない障がいがあることも知ってほしいです。



わたしたちにできることって 何があるかな？

まずは、一人ひとりが障がいのある人の生活に関心をもって、どんなコミュニケーション手段があるか、知ることが大切よね。



啓発動画配信中！

ホームページ



啓発動画



視覚障がい者向け
啓発動画



栗東市手話言語条例
栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例を
制定しました！



ジェスチャー
耳を指さす・手を上下に振る

詳しくは

栗東市 情報・コミュニケーション条例

【 啓発動画に出演いただいた方からのメッセージを、この啓発チラシにも載せました。ぜひご覧ください！ 】

栗東市手話言語条例

ができました



令和元年度「障がい者週間」啓発ポスター
葉山小学校1年 小川 遥加さんの作品



「手話」ってなに？

手話は手、指、顔、上体の動きを使った言語です。



なるほど～！「手話」はどのように使われてきたの？

現在、手話は、ろう者が生きていく上で必要な言語として認識されています。

しかし、歴史をふり返ってみると、手話が禁止されていた時代もあったんですよ。

手話はきこえない人ときこえる人みんなをつなぐ架け橋。みなさんに手話の素晴らしさを知っていただきたいです。

※ろう者とは、聴覚障がい者のうち、手話により生活を送っている人のことをいいます。



へえ～！そんな歴史があったんだね。「手話言語条例」はどんな条例？

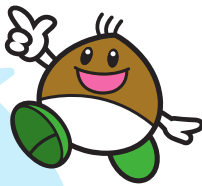
手話が言語であるということを知ってもらい、ろう者への理解を深め、みなさんが生活しやすい社会にしていけるための条例です。これから、みなさんが協力し合っ



栗東市には、県内で唯一、聴覚障がい児が学べる滋賀県立聾話学校があるよ。

生徒さんからのメッセージを紹介するよ。

手話を覚える人がもっと増えると嬉しいです！



わたしたちの役割

市

- 言語としての手話に対する理解を深め、普及させる施策の策定・推進
- 手話を使用しやすい環境の構築

市民等

- 言語としての手話やろう者に対する理解
- 市の施策に協力

ろう者

- 手話の普及
- 市の施策に協力

事業者

- ろう者が利用しやすいサービスを提供し、働く環境を整備
- 市の施策に協力



手話を学びたい方へ

手話入門体験講座・奉仕員養成講座(市)、手話サークルがあります。また、図書館にも、手話に関する本をたくさんそろえています。



「ありがとう」の手話を覚えてみましょう

1



左手の甲を上に向け、右手の小指側を直角に乗せる

2



右手を垂直に上げる

発行・お問い合わせ

栗東市健康福祉部 障がい福祉課

【TEL】077-551-0113 【FAX】077-553-3678

【メール】shogai@city.ritto.lg.jp

詳しくは

栗東市 手話言語条例

